

総教私第 716 号
令和 7 年 2 月 4 日

各私立各種学校設置者 様

静岡県スポーツ・文化観光部
総合教育局私学振興課長

「私立各種学校設置認可等審査基準」の一部改正に係る留意すべき事項等について（通知）

このことについて、令和 7 年 1 月 31 日付け総教私第 695 号により通知したところですが、今回の改正の概要及び留意すべき事項を下記のとおり通知します。

記

1 改正の概要

施設及び設備（第 10 条関係）

校舎等の借用基準について、国と同様の基準に改めるとともに、他校種と文言を統一する改正を行う。

2 留意すべき事項

施設及び設備（第 10 条関係）

「特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められた場合」とは、設備については、改正前の基準同様に「リース、賃貸借又は使用貸借の契約書が締結されている場合」を含むものであること。

担 当 指導班
電話番号 054-221-2937